

令和7年度 滋賀県地域職業訓練実施計画

ハロートレーニング ～急がば学べ～

令和7年4月1日
滋賀県
滋賀労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）等について、国及び滋賀県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための実施方針、実施規模、推進体制等の重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

・労働市場の動向と課題

県内の雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率が令和2年9月には0.80倍まで低下した。その後、ウイズコロナの下で、社会・経済活動の再開の動きが進み、令和4年12月には有効求人倍率は1.20倍まで上昇したが、急激な円安による原材料費の高騰や人件費の増大等が企業収益を圧迫する中、有効求人倍率は低下基調に転じ令和6年2月には25か月ぶりに1倍を下回った。令和6年12月の有効求人倍率は1.02倍となっており、物価の上昇等が雇用に与える影響には引き続き注意が必要である。

当県においても、今後、労働人口が減少することが見込まれる中、これまで以上に産業界や地域の人材ニーズに即した職業訓練や労働者一人ひとりの労働生産性の向上に向けて、多様な職業能力開発の機会の確保、提供が重要である。

また、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、県内の中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

製造業は当県の基幹産業であることから、人材確保に努め、ものづくりの基盤となる技術を担う人材の育成、技能の継続を行うとともに、デジタル・トランスフォーメーションの加速等を踏まえたIT分野の訓練の充実など、県内企業の生産性の向上や高付加価値化を推進すべく、デジタル人材の育成を図っていくことも重要である。

・職業訓練の実施状況

令和6年4月から令和6年12月末現在で、滋賀県における新規求職者数は39,776人であり、そのうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は17,750人となっている。

○令和6年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） 902人（令和6年12月末現在）
- ・求職者支援訓練 138人（令和6年12月末現在）

○令和6年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練）（令和6年12月末現在）
 - 施設内訓練 83.3%
 - 委託訓練 40.9%
- ・求職者支援訓練（令和6年7月末までに終了し就職率が確定したコース）
 - 基礎コース 75.0%
 - 実践コース ー%

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」）があること
- ③地域の人材ニーズが高い分野（「製造分野」）があること
- ④デジタル分野が質・量とも不足していること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ①については、求職者に介護職の魅力情報を発信し、受講者ニーズに合わせた訓練開催地域を検討する。
- ②については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、就職支援策が十分か、検討する。
また、「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化をする。
- ③については、地域の人材ニーズが高い「ものづくり」の基盤となる技術を担う人材の育成、技能の習得ができるよう求職者に製造業の魅力の情報を発信を進める。
- ④については、デジタル人材育成を行う訓練実施機関の開拓を進める。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

アー1 施設内訓練

○令和7年度計画 対象者数（定員）538人（43コース） ※障害者向け訓練を除く

	コース数	対象者数	備考
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	32	398	
機械系	16	202	
電気・電子系	10	124	日本版デュアルシステム訓練含む
居住系	6	72	
高等技術専門校（米原校舎） (テクノカレッジ米原)	7	85	
建築施工系	1	20	
建築内装系	2	20	
機械系	2	20	
電気系	1	15	
制御系	1	10	日本版デュアルシステム訓練
高等技術専門校（草津校舎） (テクノカレッジ草津)	4	55	
建築内装系	2	20	

情報系	1	15	
服飾系	1	20	
合 計	43	538	

- ・ 受講者の就職率については、機構立施設内訓練 82.5%、県立施設内訓練 85%を目指す。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）滋賀職業能力開発促進センターにおいて、地域の事業主団体等の人材ニーズを基に、主に機械系、電気・電子系、居住系などの“ものづくり”分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定の上、職業訓練を実施する。
- ・ 県立高等技術専門学校において、機械系、電気系、建築系、制御系などの分野において、“ものづくり”の基本となる技能・知識を習得するための職業訓練を実施する。
 なお、求職者ニーズ・企業ニーズに応じた訓練の充実等を図るため、訓練科の見直しや集約等を行い、令和7年度から概ね2年をかけて再編する訓練を開始する。

ア-2 施設外委託訓練

○令和7年度計画 対象者数（定員）1,264人（87コース）

	コース数	対象者数	実施地域別内訳 (コース数)			備 考
			北部	南部	県全域	
長期高度人材育成コース	4	25	1	1	2	
介護福祉士養成科	1	7	0	0	1	
保育士養成科	2	13	1	1	0	
栄養士養成科	1	5	0	0	1	
知識等習得等コース	79	1,179	16	37	26	
事務系	51	759	14	29	8	母子母等優先型を含む
情報系	14	210	0	4	10	母子母等優先型を含む
介護・福祉系	8	120	2	3	3	母子母等優先型を含む
その他	6	90	0	1	5	デュアル訓練、定住外国人向けコース等
eラーニングコース	4	60	—	—	4	
情報系	4	60	—	—	4	
合 計	87	1,264	17	38	32	

※南部地域＝大津・草津・高島・甲賀地域

※北部地域＝東近江・湖東・湖北地域

※県全域＝訓練を実施する地域について特に指定の無いもの

- ・ 受講者の就職率については、施設外委託訓練 80%、専門課程の高度職業訓練 95%を目指す。
- ・ 滋賀県では、民間教育訓練機関等を活用し、雇用拡大が期待される職種において、若年者、女性等に配慮した多様な訓練コースの設定に努めるとともに、県内の各地域に位置する民間教育訓練期間等に委託して訓練を行うことで、通所の利便性を図り、訓練の受講機会の確保を図る。
- ・ 令和7年度は、「知識等習得コース」、「母子家庭の母等訓練コース」、「子育て家庭支援コース」、「定住外国人向け訓練コース」、「委託訓練活用型デュアルシステムコース（座学先行型）」、国家資格の取得を目指す長期の訓練コースである「長期高度人材育成コース」、情報通信機器を用いた在宅型訓練である「eラーニングコース」等を実施する。

イ 求職者支援訓練の対象者数等

○令和7年度計画

対象者数 260 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限を 347 人とする。

コース別	滋賀県下全域(人)
基礎コース	94
実践コース	253
介護系	45
デジタル系(※)	75
その他	83
eラーニングコース	50
合 計	347

(※) デジタル系は訓練分野番号の「02 IT分野」及び「11 デザイン分野」のうちWebデザイン系を加えたもの

注 イ) 訓練の認定は四半期ごとに認定する。

- ロ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
 - ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。
 - ・ 実績枠については、訓練受講者の就職実績等が良好なものから認定する。
- ハ) 基礎コース、実践コースの各分野で同月、同一地域（ハローワーク管轄単位）の認定申請が複数重なった場合は、開講月、地域の重複を避けるため1コースを選定することとし、選定方法はロ)と同様とする。
- ニ) 実践コースの各分野において申請数が募集枠（上限値）に達しない場合は、他の分野に振り替えることができるものとする。
- ホ) 各四半期に、それぞれのコース及び分野で計画数の認定が上限に満たない場合または中止になった訓練科がある場合は、その余剰分について次四半期以降において他のコース及び分野での設定ができるものとする。
- ヘ) 募集期間における1機関（法人、個人単位）が行える申請数については、「基礎コース」は1訓練科までとし、かつ、「実践コース」を含む全体の申請は、2訓練科までとする。
- ト) 求職者がより多くの訓練コース・カリキュラムを選択できるよう、1コースあたりの定員は15人を上限とする。

- ・ 受講者の就職率については、基礎コース 58%、実践コース 63%を目指す。（就職は雇用保険適用就職とする。）
- ・ 訓練認定規模は 347 人を上限とし、基礎コースと実践コースの割合は次のとおりとする。
 - 基礎コース（基礎的能力のみを習得する職業訓練）30%程度、
 - 実践コース（基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練）70%程度
- ・ 実践コースのうち、介護系、デジタル系、eラーニングコースの割合は介護系 20%程度、デジタル系 30%程度、eラーニングコース 20%程度を目安とする。

- ・人材確保がより困難となっている介護等の分野、デジタル分野等の成長分野に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・求職者支援訓練のうち、新規参入となる職業訓練の上限は次のとおりとする。
 - 基礎コース 30%
 - 実践コース 30%
 注 1) 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で新規参入枠へ振り替えることも可能とする。

ウ 職業訓練の効果的な実践の取組

- ・滋賀県地域職業能力開発促進協議会を開催し、関係機関の連携・協力の下に、地域における求職者の動向や産業界の訓練ニーズに応えた実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓などについて企画・検討を行う。また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラムの改善を図る。
- ・労働局、ハローワーク担当者と訓練実施機関との意見交換の場を設け、求職者の動向や訓練ニーズ等についての情報交換を行う。
- ・本計画に基づき、滋賀労働局、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等が一体となり、求職者に対する定期的な訓練説明会の開催や各機関のホームページ、新聞広告等のマスメディアの活用、SNSの利用等により幅広く情報発信を行うことにより受講者の確保に努める。

また、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ“ハロートレーニング～急がば学べ～”及びロゴマークを活用して、職業能力開発に関する興味・関心を高め、親しみやすいイメージのアピールに努める。
- ・ハローワークは、職業訓練希望者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを積極的に実施し、訓練目標の明確化を図るとともに、適切な訓練コースの選択を支援する。また、職業訓練受講開始後においては求職者担当制によるきめ細かな職業相談、職業紹介などの就職支援を行う。
- ・訓練実施機関等においては、職業訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供など就職に向けた支援を行い、訓練修了までに就職が決まらない可能性のある訓練受講者については、漏れなくハローワークに誘導し、就職支援の強化を図る。
- ・ハローワーク、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等（以下「関係機関等」という。）が連携し、一体となり職業訓練修了後も未就職となっている者を早期に把握し就職支援に努める。
- ・IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースの委託費の上乗せ措置、企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ものづくり分野については、デジタルリテラシーに対応した職業訓練コースを充実させる。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

○令和7年度計画 対象者数（定員）3,609人（389コース）

	コース数	対象者数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	110	1,066	
機械系	45	436	
電気・電子系	44	440	
居住系	21	190	
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	104	1,023	
機械系	59	578	
電気・電子系	44	440	
居住系	1	5	
高等技術専門学校(米原校舎) (テクノカレッジ米原)	113	1,033	
機械系	30	295	
溶接系	18	102	
電気系	35	342	
制御系	30	294	
高等技術専門学校(草津校舎) (テクノカレッジ草津)	62	487	
機械系	26	247	
溶接系	26	152	
自動車系	4	40	新設
電子・情報系	4	38	
ビジネスマナー系	2	10	新設
合 計	389	3,609	

- ・ 機構立施設に設置された「生産性向上人材育成支援センター」において、企業の人材育成に関する相談支援から、職業訓練（“ものづくり”分野における能力開発セミナー、生産性向上支援訓練）の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を実施する。県立施設において、機械、溶接、電気及び制御等の“ものづくり”分野について、基礎から応用までの技能向上セミナーを実施する。
- ・ 機構立施設および県立施設において、事業主自らが雇用する労働者に対する教育訓練への施設・設備の使用や職業訓練指導員の派遣などの支援を行い、高度で多様な人材育成の機会を提供する。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

○令和7年度計画 対象者数(定員)95人(5科)

	対象者数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	65	
機械システム系 生産技術科(生産機械技術科)	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
住居環境系 住居環境科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年

	電子情報制御システム系 電子情報技術科	25	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校（米原校舎） （テクノカレッジ米原）		10	
	メカトロニクス系 メカトロニクス科	10	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
高等技術専門学校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）		20	
	第二種自動車系 自動車整備科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間2年
合 計		95	

- ・ 滋賀県では、高等学校卒業者等を対象とする普通課程の普通職業訓練は県立施設において、専門課程の高度職業訓練は機構立施設において実施している。
- ・ 県立高等技術専門学校において、新規学卒者や学卒未就職者をはじめとする若年層の求職者に技能・知識を習得させることで、就職の促進と雇用の安定を図るとともに、県内産業振興の中核となる人材の育成に努める。
- ・ 機構立近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校において、地域の産業・企業との連携をより一層深め、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者を養成する。

（４） 障害者等に対する公共職業訓練

○令和7年度計画 対象者数（定員）32人

		対象者数	備 考
施設内訓練	高等技術専門学校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）	20	
	総合実務科（販売実務コース・ OA事務コース）	20	知的障害者対象
施設外委託訓練	高等技術専門学校（米原校舎）（拠点校） （テクノカレッジ米原）	12	
	知識・技能習得訓練	0	Off-JT 集合型・個別型訓練
	実践能力習得訓練	11	OJT 職場実習型訓練
	特別支援学校早期訓練	1	OJT 職場実習型訓練

- ・ 受講者の就職率については、施設内訓練では85%、施設外委託訓練では80%を目指す。
- ・ 滋賀県では、県立施設において知的障害者を対象とした施設内訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等や企業等を活用した、障害者の多様なニーズに対応した職業訓練（施設外委託訓練）を実施する。
- ・ ハローワーク等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための在職者訓練の設定・周知等に努める。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進等のための取組等

- ・ 地域におけるリスキリングの推進に関する事業

デジタル・トランスフォーメーションの加速化やテレワーク等による働き方の多様化、人生100年時代における職業人生の長期化など、企業や労働者を取り巻く環境が変化する中で、企業・経営者は経営戦略や将来ビジョン等を明確にするとともに、労働者は、自身の職業能力開発の必要性を継続的に意識しながら、時代のニーズに即したリスキリング・スキルアップを図る必要

性が求められている。

産業の持続的な発展のために、人手不足が深刻な分野をはじめ地域に必要な人材を育成・確保していく必要がある、特にDX等の成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進や在職者のリスクリング支援などの事業に取り組む必要がある。

そのため、滋賀県（市町を含む。）は、地域リスクリングの推進に関する事業に取り組むこととし、当該事業の内容については、滋賀県地域職業能力開発促進協議会において事業一覧を報告することとする。